

## 【最新ニュース・クリッピング】

## ○ 中央政府の動き

1. 中米が第1段階の経済貿易協定に正式調印(中国知識産権资讯网 2020年1月16日)
2. 国家知識産権局、「ビジネス環境最適化条例」実施意見を発表(国家知識産権網 2020年1月8日)
3. SAMRが「ビジネス環境最適化条例」の徹底に関する意見を発表(中国打撃侵権工作網 2020年1月6日)

## ○ 地方政府の動き

1. CNIPA 商標局と新疆市場監督管理局が商標協力枠組み協定を締結(中国打撃侵権工作網 2020年1月13日)
2. 北京、知的財産権保険試行プログラムを開始(中国知識産権资讯网 2020年1月10日)
3. 上海が重点商標保護リストを公表 外国商標27件含む(中国打撃侵権工作網 2020年1月10日)
4. 江蘇省、「区域商標ブランド発展指数レポート2019」を発表(国家知識産権網 2020年1月10日)
5. 江蘇省、知名度の高い商標の保護を強化(国家知識産権網 2020年1月9日)

## ○ 司法関連の動き

1. 北京市弁護士協会と北京市高級法院が知的財産権模擬裁判を共催(中国保護知識産権網 2020年1月10日)
2. 最高人民法院、知的財産権法廷活動座談会を開催(中国保護知識産権網 2020年1月10日)

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 上海が知的財産権違法犯罪を厳罰 昨年に商標法違反1779件摘発(中国打撃侵権工作網 2020年1月10日)
2. シチズン電卓の模倣品1400台押収、義烏税関(中国知識産権资讯网 2020年1月7日)

## ○ 統計関連

1. インターネット業界クラウド特許出願が約14万件 1位はテンセント(中国知識産権资讯网 2020年1月13日)

---

---

●ニュース本文

## ○ 中央政府の動き

## ★★★1. 中米が第1段階の経済貿易協定に正式調印★★★

中米両国による第1段階の経済貿易協定の調印式が15日午前、米ワシントンで行われた。劉鶴中国共産党中央政治局委員・国務院副総理・中米全面経済対話中国側首席代表とトランプ米大統領が合意文書に署名した。その後、劉鶴氏は中国の一部メディアに調印の関連状況を説明し、記者の質問に答えた。

劉鶴氏はあいさつで、第1段階の経済貿易協定の合意が中国だけではなく、米国ないし世界に有益なものであるとの認識を示した。また、協定調印後、中国は米国と共に努力し、平等と相互尊重の原則を踏まえ、協定に定められている取り決めに厳格に順守し、第一段階協定の確実な実施に取り組んでいくと表明した。

劉鶴氏によると、合意内容には▽双方が農産物、既成品、エネルギー、サービスなどの貿易規模を拡大し、市場参入条件をさらに緩和する▽知的財産権の保護を強化し、二国間評価及び紛争解決メカニズムを構築する▽米国側は一部の中国製品に対する追加関税を撤廃する——などが含まれる。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年1月16日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=120749](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=120749)

### ★★★2. 国家知識産権局、「ビジネス環境最適化条例」実施意見を発表★★★

国家知識産権局は1月3日、知的財産権分野における「放管服（行政のスリム化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化）」改革事業を推し進め、「ビジネス環境最適化条例」の徹底的な実施に向けて、「実施意見」を発表した。

「実施意見」は1月1日に施行された「ビジネス環境最適化条例」を貫き、知的財産権分野の機能転換と「放管服」改革の全体的要求、あり方、目標と具体的な措置を明確にした。具体的には、▽知的財産権審査のプロセス最適化と質・効率の向上、▽保護システムの充実化と保護方式の刷新、サービス業界の監督管理の強化、▽知的財産権サービス水準の向上と業務の公開透明性の促進、知的財産権の運用強化——など3つの面から取り組むことにしている。

「実施意見」は今後3年をめどに、知的財産権事業において、より便利な出願、より効率的な審査、より効果的な運用、より強力な保護、より優れたサービスが実現しようとしている。

(出典：国家知識産権網 2020年1月8日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1145187.htm>

### ★★★3. SAMRが「ビジネス環境最適化条例」の徹底に関する意見を発表★★★

国家市場監督管理総局（SAMR）がこのほど、「ビジネス環境最適化条例」の実施に関する意見を発表した。

25条からなる同「意見」は▽商事制度の改革深化と、便利な市場参入環境の構築、▽各種市場主体の平等保護と、公平で秩序ある市場競争環境の構築、▽新型の監督管理メカニズムの完備——の三つの部分からなる。

「意見」は知的財産権保護において、権利侵害行為を断固として取り締まり、商標、専利（特許、実用新案、意匠）、地理的表示などの法執行活動を展開し、権利侵害の重点エリアや重点市場に対する調査・監督・管理を強化し、地域横断型法執行を推進するとしている。

「意見」はまた、独占的協定、市場支配的地位の濫用と行政権力濫用の排除、競争制限行為の調査、事業者集中の審査を強化するとしている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年1月6日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/zcfg/bwz/202001/20200100236555.shtml>

#### ○ 地方政府の動き

### ★★★1. CNIPA 商標局と新疆市場監督管理局が商標協力枠組み協定を締結★★★

国家知識産権局（CNIPA）商標局と新疆自治区の市場監督管理局がこのほど、「商標ブランド育成協力の強化に関する枠組み協定」をウルムチで締結した。双方は、少数民族言語の文字を使用したものを含む新疆の商標の出願、審査を促進し、新疆のブランド育成を協同で推進することで合意した。

CNIPA 商標局の姜・党委書記と新疆自治区・市場監督管理局の許・党組書記が枠組み協定に調印した。昨年9月、CNIPA 商標局の支援を受けて、新疆で3つ目の商標受付窓口が設置され、市場主体による商標登録の手続きは一層簡素化された。新疆の昨年通年の商標出願は4万2038件に達し、前年比31.4%増加した。

締結式に合わせて双方は民族言語の文字商標の審査活動に関する座談会を開催した。CNIPA 商標局および新疆自治区の関連部門の責任者、上海や広州、重慶、鄭州、済南の商標審査協力センターの責任者が出席し、商標審査で直面している課題を巡って交流を行った。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年1月13日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/bmdt/202001/20200100237031.shtml>

### ★★★2. 北京、知的財産権保険試行プログラムを開始★★★

1月10日、北京市の7部門が金融街センターで記者会見を行い、「北京市知的財産権保険試行プログラム管理弁法」を発表し、知的財産権保険試行プログラムを開始した。

7部門は北京市知識産権局、北京市金融監督管理局、北京市経済・情報化局、北京市財政局、北京市科学技術委員会、北京市中関村管理委員会、中国銀行保険監督管理委員会北京監管局である。同試行プログラムでは、「政府が指導、市場が主導」という原則の下で、知的財産権保険に加入した企業を、政府が補助金を支払って支援することになる。企業の知的財産権保護で直面するリスクの管理能力向上と企業の健全な発展の促進により、その研究開発活動を支えることが狙いである。

新政策は北京市のチャンピオン企業と重点分野の中小企業を重点的に支援し、これらの企業が革新性、先進性、先端性を持つ特許に保険をかけることを奨励するとしている。

(出典：中国知識産権資訊網 2020 年 1 月 10 日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=120675](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=120675)

### ★★★3. 上海が重点商標保護リストを公表 外国商標 27 件含む★★★

1 月 9 日午後、上海市知識産権局が第 4 陣と第 5 陣の上海市重点商標保護リストを公表した。合わせて 249 件で、外国企業 6 社の登録商標 27 件が含まれる。

保護リストは複数の国や地域、産業界の商標を収録したもので、特に老舗ブランドの保護を重要視し、商標権の全面的な保護に重点を置いている。外国企業が保有する 27 件の登録商標の使用地域はアジア、ヨーロッパ、オセアニアを含む。第 5 陣リストに上海の老舗企業 95 社の重点商標 197 件が収録されている。

市知識産権局の芮文彪局長は今年の活動計画について、ビジネス環境の最適化を引き続き最重要な活動に位置付け、重点商標保護リストの作成と管理を推進し、重点商標を保護する長期的体制の整備に努めると説明している。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020 年 1 月 10 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/mtbd/xwdt/202001/20200100236894.shtml>

### ★★★4. 江蘇省、「区域商標ブランド発展指数レポート 2019」を発表★★★

江蘇省がこのほど、「区域商標ブランド発展指数レポート 2019」を発表した。

同報告書はブランドに関する支援政策、発展の実績、保護の度合い、社会的協同効果、発展の潜在力という 5 つの 1 級指標と 25 の 2 級指標を以て、過去 5 年のデータと昨年度の活動状況に基づいて、江蘇省の 12 都市の商標発展の歴史と現状を比較分析した。また、各地方のブランド育成について、注力すべき分野などを提案した。

昨年、蘇州、南京、無錫は江蘇省の同発展指数ランキングのトップ 3 都市であった。全体的に見れば、江蘇省の各区域における商標ブランド育成活動は順調に進んでおり、各都市間の格差は明らかに縮小しているという。

(出典：国家知識産権網 2020 年 1 月 10 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1145210.htm>

### ★★★5. 江蘇省、知名度の高い商標の保護を強化★★★

知名度の高い商標に対する保護のさらなる強化と優れたビジネス環境の構築を狙い、江蘇省知識産権局がこのほど、「知名度の高い商標の保護活動の強化に関する通達」を發布した。

「通達」は、高い知名度を有する商標の保護活動において、権利侵害行為の厳罰、権利保護活動への支援強化、長期的な保護体制の整備などに関する明確な規定を打ち出した。また、法執行部門が権利者との意思疎通や、模倣品の鑑定を円滑に進めるよう支援するために、省知識産権局は江蘇省の有名商標 768 件、外国商標 114 件を含む「知名度の高い商標保護リスト」を公表した。

この外、江蘇省は、市場監督管理体制に基づく知的財産権の総合的管理の優位性を生かし、地方産業の特色を踏まえ、「厳格・全面・迅速・平等」という方針を徹して、知名度の高い商標の保護を確実に強化することとしている。

(出典：国家知識産権網 2020 年 1 月 9 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1145193.htm>

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 北京市弁護士協会と北京市高級法院が知的財産権模擬裁判を共催★★★

北京市弁護士協会と北京市高級人民法院（高裁）の共催による「知的財産権模擬裁判」が 9 日午後、北京知識産権法院（知財裁判所）で行われた。30 数名の裁判官と 100 以上の法律事務所からの弁護士 150 数名が模擬裁判を見学した。模擬裁判の様子は「央動画」、北京青年報、北京知識産権法院の公式ブログなど、複数のインターネット動画配信サイトで実況中継された。

北京市弁護士協会は 2016 年から、北京市仲裁委員会や高級人民法院、中級法院とそれぞれ協力して、「模擬仲裁」や「模擬裁判」を催してきた。模擬裁判は実際の訴訟案件をもとに、弁護士が原告役、被告役および代理人役を務め、裁判官が審理を行う形で、裁判の様相を再現する。模擬法廷の現場を録画したビデオ資料は、北京市弁護士協会と北京市の各裁判所の研修活動に活用されるという。

(出典：中国保護知識産権網 2020 年 1 月 10 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfy/202001/1946634.html>

### ★★★2. 最高人民法院、知的財産権法廷活動座談会を開催★★★

最高人民法院が1月9日、知的財産権法廷の活動を議論する座談会を開催した。周強院長が出席し、演説した。

最高人民法院の知的財産権法廷は設立されてから1年が経った。周院長は過去1年の活動について、各業務が順調に進んでおり、影響力のある重大事件を多く審理した外、裁判基準の統一化、法廷審理の規範化、情報化の整備、人材育成を促進したと評価した。

周院長はまた、今後の活動方針として、より高いレベルでイノベーションの激励、保護に取り組み、関連部門との連携を密にし、知的財産権に対する司法保護を強化するよう求めた。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年1月10日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/bmdt/202001/20200100236965.shtml>

#### ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 上海が知的財産権違法犯罪を厳罰 昨年に商標法違反1779件摘発★★★

2019年、上海は1779件の商標法違反事件を摘発し、前年に比べて24.58%増加した。違反者に科した過料の総額は1402万元に上り、差し押さえた権利侵害の標識、商品は合わせて21万点に達する。専利(特許、実用新案、意匠)に係る権利侵害、紛争事件は前年比10.6%増加した。1月9日、上海市知識産権局が明らかにした。

上海は昨年、部門と地域を跨ぐ横断的な保護協力に注力し、多元化された紛争対応メカニズムの構築を推進した。先端設備製造、バイオ医薬、次世代技術の3大重点分野に焦点を合わせて、関連部門は迅速な審査、権利確認、権利保護の実現に努めていた。

市知識産権局は、今後、市場主体によるイノベーション、起業の活性化や国際的に一流なビジネス環境の整備に向けて、知的財産権保護とイノベーションを促進する複数の新施策を打ち出す方針であると表明している。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年1月10日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/202001/20200100236931.shtml>

### ★★★2. シチズン電卓の模倣品1400台押収、義烏税関★★★

義烏税関がこのほど、シチズン(CITIZEN)電卓の模倣品を1400台押収したと発表した。

義烏市にある某輸出入商社が昨年9月、1400台の「CITIZEN」という標識が表示されていた電卓の通関を、義烏税関に申請した。シチズン社はこれらの商品が自社の商標専用権を侵害していると判断し、税関に知的財産権保護措置の実施を申し出た。

義烏税関が調査したところ、商標権者からの許諾文書や正規購入証明を同輸出業社が提供できないため、他人の商標専用権を侵害した貨物を輸出する行為に当たると判断。これにより、義烏税関は当該物品の通関を中止し、法に則って全品を押収する上、当事者に対して過料を科する決定を下した。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年1月7日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=120585](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=120585)

#### ○ 統計関連

### ★★★1. インターネット業界クラウド特許出願が約14万件 1位はテンセント★★★

1月10日、知的財産権出版社が「中国インターネット・クラウド技術特許分析報告書」を発表した。インターネット企業のクラウド技術特許出願は昨年末時点で13万9780件に達したことがわかった。この中で、テンセント(騰訊)は出願件数が4899件、登録件数が1892件でいずれも1位となっている。

報告書によると、2010年以降、インターネット技術の急速な革新、政府の奨励などによりクラウド関連特許の出願件数が急増している。この時期の出願件数は今までの総出願件数の92.6%を占め、クラウド技術の急速な発展と研究開発の活発化を物語っている。

テンセントを含む国内企業4社はクラウド技術の特許出願件数が2000件を超えている。領域別に見ると、セキュリティ、ストレージ、観光、電子政務、医療、金融に関連する特許出願が多かった。報告書ではまた、技術、法律、経済の3側面から数学モデルを用いて、各社の特許の価値について採点を行った。テンセントは90点以上の特許と75~90点の有効特許でいずれも最多であった。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年1月13日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=120688](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=120688)

---

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト : <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

---

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW\\_Glj5ntM53\\_3CF1ZAAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_Glj5ntM53_3CF1ZAAZ)

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved